

津市子ども読書活動推進会議設置要綱

平成20年7月17日

改正 平成24年5月23日

平成25年3月31日

平成30年5月9日

(設置)

第1条 津市教育振興ビジョン（教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき本市が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。）の趣旨にのっとり、本市における子どもの読書活動を推進するための具体的な施策に関し広く意見を聴くため、津市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市における子どもの読書活動の推進に係る具体的な施策に関すること。
- (2) その他本市における子どもの読書活動の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 推進会議は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 学校教育及び社会教育関係者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局津図書館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月17日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長がこれを招集する。

附 則 (平成24年5月23日)

この要綱は、平成24年5月24日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月9日)

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。